

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県北九州市八幡西区熊西二丁目6番5号  
 氏名 株式会社石松商会  
 代表取締役 石松 礼二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁 夫



許可の年月日 令和5年（2023年）8月30日

許可の有効年月日 令和10年（2028年）8月12日

## 1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（特定有害産業廃棄物の種類については別表参照）	（特記事項）	積替 保管
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	—	—
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）	—	—
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）	—	—
廃石綿等	—	—
汚泥（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃油（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃酸（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃アルカリ（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

## 3. 許可の条件

- 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成5年（1993年）8月13日付けで新規許可
- 平成10年（1998年）7月8日付けで更新許可
- 平成15年（2003年）9月5日付けで更新許可
- 平成18年（2006年）5月30日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：石松 久壽）
- 平成20年（2008年）9月30日付けで更新許可

- (6) 平成24年(2012年)2月9日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「廃石綿等」を追加。)
- (7) 平成25年(2013年)10月11日付けで更新許可
- (8) 平成27年(2015年)2月9日付けの変更届出により住所変更(旧住所:福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番2号)
- (9) 平成30年(2018年)7月13日付けの変更届出により事業の一部廃止(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類のうち「感染性産業廃棄物」「廃石綿等」及び「ばいじん」を削除。)
- (10) 平成30年(2018年)8月3日付けで更新許可
- (11) 平成30年(2018年)12月27日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「廃石綿等」を追加。)
- (12) 令和2年(2020年)3月19日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「汚泥」に「アルキル水銀化合物」及び「水銀又はその他化合物」を追加。)
- (13) 令和3年(2021年)5月17日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:石松 巧児)
- (14) 令和5年(2023年)6月16日付けの変更届出により事業の一部廃止(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類のうち「汚泥」の「アルキル水銀化合物」を削除。)
- (15) 令和5年(2023年)8月30日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考



(別  
有  
ア  
水  
力  
鉛  
有  
六  
社  
ト  
テ  
シ  
四  
1,  
1,  
シ  
1,  
1,  
1,  
チ  
シ  
チ  
ベ  
セ  
1,  
ダ  
予  
予  
予  
予  
予  
※

(別表)

特定有害産業廃棄物の種類 有害物質	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	—	—	—	—
水銀又はその化合物	○	—	—	—
カドミウム又はその化合物	○	—	○	○
鉛又はその化合物	○	—	○	○
有機燐化合物	○	—	—	—
六価クロム化合物	○	—	○	○
砒素又はその化合物	○	—	○	○
シアン化合物	○	—	—	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—	—
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	—
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—	—
チウラム	—	—	—	—
シマジン	—	—	—	—
チオベンカルブ	—	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	—
1, 4-ジオキサン	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	—
予備有害物質 1	—	—	—	—
予備有害物質 2	—	—	—	—
予備有害物質 3	—	—	—	—
予備有害物質 4	—	—	—	—

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの

う  
別  
又  
表

収  
を  
点  
印